明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○石綿障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働二）　一

〔告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産四一）　二
○輸入業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同四二）　五
○肥料の登録が失効した件（同四三）　六
○肥料を登録した件（同四四）　七
○保安林の指定をする件（同四五～五二）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一四）　九
○直轄砂防工事を施行する件（同一五）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛四～七）
○道路に関する件（東北地方整備局三）
○道路に関する件（中部地方整備局一、二）
○都市計画に関する件（中国地方整備局一）

〔人事異動〕
愛知県　仙台市　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔地方自治事項〕　一〇

〔公告〕
諸事項　一二

官庁
証票無効関係　一二

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

省令

○厚生労働省令第二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事前調査及び分析調査）	（事前調査及び分析調査）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　事業者は、事前調査については、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。	４　事業者は、事前調査のうち、建築物及び船舶に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。
５・６　（略）	５・６　（略）
７　事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、第一号から第十号まで及び第十二号前段に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、当該記録並びに第十一号及び第十二号後段に掲げる書類を事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。	７　事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、これを事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。
一～八　（略）	一～八　（略）